

# ご案内

令和4年

## 事業者様

(静岡労働局長登録教習機関番号 63-7)  
(登録有効期間満了日 令和6年3月26日)  
一般社団法人 浜松労働基準協会

## 『乾燥設備作業主任者技能講習』の開催について

労働安全衛生法では、次の(イ)、又は(ロ)に該当する乾燥設備を設置している事業者は、都道府県労働局長の登録教習機関が行う技能講習を修了した「乾燥設備作業主任者」を選任して、作業の指揮管理をさせることを義務づけております。

当協会では、標記の技能講習を下記のとおり開催いたしますので、法令に定める作業主任者の資格取得のため、関係者(予備資格者を含む)を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

(イ)危険物等(アセトン、キシレン、メタノール等)に係る乾燥設備で、内容積1m<sup>3</sup>以上のもの

(ロ)危険物以外の物を乾燥させる設備で、熱源として①固体燃料で毎時10kg以上、②液体燃料で毎時10ℓ以上、③ガス燃料で毎時1m<sup>3</sup>以上、④定格消費電力が10kw以上を使用するもの

### 記

#### 1. 講習日時及び会場 ※都合により変更することがあります。

回数	開催日	科目	講習時間	会場
1	7月 25日(月)	学科	9時~	浜松労政会館 浜松市中区東伊場2-7-1 (浜松商工会議所7F)
	26日(火)		9時~	
2	12月 6日(火)	学科	9時~	
	7日(水)		9時~	

#### 2. 受講資格

受講申込み時に乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者

(但し、学校教育法による理科系の大卒、高専卒は経験(設計、製作、検査、取扱いの作業をいう。)1年以上、理科系の高卒は経験2年以上の者)

#### 3. 受講料等(テキスト代・消費税込み)

当協会員事業場 1名 11,660円 (受講料+消費税)+ 760円 (テキスト代+消費税)= 12,420円

非協会員事業場 1名 11,660円 (受講料+消費税)+ 1,310円 (テキスト代+消費税)= 12,970円

\*会員事業場はテキスト代等550円を補助いたします。

#### 4. 申込みの方法

(1)別紙受講申込書に所要事項をご記入の上、受講料等を添えて「一般社団法人 浜松労働基準協会」にお申込みいただき、引換えに受講券をお受け取りください。

※乾燥設備作業主任者技能講習は、受講者並びに受講資格にかかる事業者証明により、本人確認に必要な書類は不要です。

※定員に達し次第締切らせていただきますので、お早めにお申込みください。

(2) 【申込みの取消】

開催日の7日前までに受講券と受講料等の領収書の返却があった場合に限って受講料等をお返しいたします。

**【受講者、受講月の変更】**

開催日の7日前までに、ご連絡ください。開催日の7日前までにご連絡がない場合は受講者並びに受講月を変更することができません。また、受講料等の返金も致しませんので、予めご了承ください。

※受講月の変更は、受講者1名につき、年度内に限って1回のみ可能です。

(3) 開催当日は、受講券には指定された大きさ(たて35mmよこ25mm)の写真(申請6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽、正面、無背景のもの1枚)を必ず貼付してきてください。

注)講習会は日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受付けています。

**5. 注意事項**

講習会当日、遅刻の場合は失格となり、受講料等の返金もいたしませんのでご注意ください。

また、受講当日の昼食等による会場敷地内からの外出につきましては、事故防止及び安全管理上の観点から禁止しておりますので、予めご承知ください。

**6. 修了証の交付**

法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては後日修了証を交付します。

**7. 持参するもの(テキストは当日、会場でお渡しします)**

受講券、筆記用具、昼食(販売もします)

**8. 講習のお申込等に関するお問い合わせは下記へ**

〒430-0929

浜松市中区中央1-3-6 浜松イーストセブン205号

**一般社団法人 浜松労働基準協会**

電話: <053>452-4853

FAX: <053>454-2869

# 乾燥設備作業主任者技能講習 受講申込書

※申込書は受講を希望される月ごとに作成してください(申込用紙はコピー可)

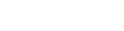
注)作業従事期間及び経験年数は、受講申込月の前月までの期間・年月数としてください。

月希望

② 経験年数5年未満の方は、案内書の記の2の但し書きの学歴を( )内に記入してください。

一般社団法人 浜松労働基準協会 御中 〒  
所在地

年      月      日

事業者証明	<p>受講者並びに同人の従事経験年数は上記表のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>代表者職氏名</p>
	 代表者印

事業場名

# T E L — —

**F A X** — —

(担当者氏名)

(担当者氏名 )

- 事業者証明欄は、法人の場合の証明者は代表取締役等とし、証明印については職印（事業場名及び役職が入っている印）又は社印と代表者の個人印の両方を押印してください。
  - 事業者証明により本人確認書類は必要ありません。

※ 修了証に旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は以下のものが必要です。

**旧姓の場合**：戸籍抄本、旧姓が併記された住民票(個人番号の記載のないもの)、自動車運転免許証の写し、マイナンバーカード(写真のある面)の写し、のいずれか

通称の場合：住民票（個人番号の記載のないもの）又はそれに類する公的機関の証明書の写し

協会事務 処理欄	旧姓・通称 確認(○印)	処理日	確認者	実施管理者
	・自動車運転免許証 ・戸籍抄本      ・住民票      ・マイナンバーカード ・その他 ( ) )	年 月 日	印	印

\* 申込書に記載された個人情報については、「乾燥設備作業主任者技能講習」実施のためのみに使用し  
外部に公表することはいたしません。